4　第二項の規定は、前項の認定について準用する。
5　第一項の認定を受けた者は、第三項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
6　第一項及び第三項の認定並びに前項の規定による届出に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。
7　国土交通大臣は、第一項の認定を受けた者が第三項若しくは第五項の規定若しくは前項の国土交通省令の規定に違反したとき、又は第一項の認定を受けた整備規程が第二項の技術上の基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該航空機の使用者に対し、これを変更すべきことを命じ、又は当該認定を取り消すことができる。

第十八条を削る。

第十七条第三項中「前条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条の見出しを削り、同条第一項中「次条」を「第十八条」に改め、「計画」の下に「（次条第一項の承認を受けた設計（同条第三項の承認があつたときは、その変更後のもの。同条において同じ。）又は国土交通省令で定める輸入した航空機の修理若しくは改造のための設計に係るものを除く。）」を加え、同条を第十七条とし、同条の前に見出しとして「（修理改造検査）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第十七条の二　国土交通大臣は、申請により、耐空証明のある航空機の修理又は改造のための設計の一部の変更について、承認を行う。
2　前項の設計の一部の変更であつて、第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が当該認定に係る設計及び設計後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項の基準に適合することを確認したものは、前条第一項の規定の適用については、前項の承認を受けたものとみなす。
3　第一項の承認を受けた者は、当該承認を受けた設計の変更をしようとするときは、国土交通大臣の承認を受けなければならない。第十条第四項の基準の変更があつた場合において、当該承認を受けた設計が同項の基準に適合しなくなつたときも、同様とする。
4　第一項の承認を受けた者であつて第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けたものが、当該承認を受けた設計の国土交通省令で定める変更について、当該認定に係る設計及び設計後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項の基準に適合することを確認したときは、前項の規定の適用については、同項の承認を受けたものとみなす。
5　第十三条第二項の規定は国土交通大臣がする第一項及び第三項の承認について、同条第五項の規定は第二項及び前項の規定による確認をした者について、第十三条の三及び第十三条の四の規定は第一項の承認を受けた者について、第十三条の五の規定は当該承認を受けた設計に係る航空機について、それぞれ準用する。

第十五条の次に次の一条を加える。

（使用者の整備及び改造の義務）

第十六条　耐空証明のある航空機の使用者は、航空機の整備をし、及び必要に応じ改造をすることにより、当該航空機を第十条第四項の基準に適合するように維持しなければならない。

第十九条第一項及び第二項中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第十九条の二中「より次条第一項第四号の能力について同項」を「より同号の能力について次条第一項」に、「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第二十条第二項中「これを変更しようとするときも」を「その変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも」に改め、同条第五項中「において第二項」の下に「若しくは第四項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「及び第二項の認可」を「、第二項の認可及び前項の規定による届出」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の認定を受けた者は、第二項の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第二十一条中「第十六条第一項の検査及び」を「第十七条第一項の検査、第十七条の二第一項及び第三項の承認並びに」に改める。

第七十条の見出しを「（アルコール又は薬物）」に改め、同条中「酒精飲料又は麻酔剤その他の薬品」を「アルコール又は薬物」に改める。

第九十九条に次の一項を加える。

2　航空機乗組員は、その航空業務を行うに当たつては、前項の規定により提供される情報を利用してこれを行うよう努めなければならない。

第九十九条の二を削る。

第百四条第一項中「これを変更しよう」を「その変更（次に掲げるものを除く。）をしよう」に、「同様である」を「、同様とする」に改め、同項に次の各号を加える。

一　航空機の運航の安全に影響を及ぼすおそれの少ないものとして国土交通省令で定める変更（次号に掲げるものを除く。）
二　国土交通省令で定める軽微な変更

第百四条に次の二項を加える。

3　本邦航空運送事業者は、第一項第一号に掲げる変更をするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
4　本邦航空運送事業者は、第一項第二号に掲げる変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第百三十二条の二ただし書中「次の各号」を「第五号から第十号まで」に改め、同条中第六号を第十号とし、第二号から第五号までを四号ずつ繰り下げ、第一号を第五号とし、同号の前に次の四号を加える。

一　アルコール又は薬物の影響により当該無人航空機の正常な飛行ができないおそれがある間において飛行させないこと。
二　国土交通省令で定めるところにより、当該無人航空機が飛行に支障がないことその他飛行に必要な準備が整つていることを確認した後において飛行させること。
三　航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するため、無人航空機をその周囲の状況に応じ地上に降下させることその他の国土交通省令で定める方法により飛行させること。
四　飛行上の必要がないのに高調音を発し、又は急降下し、その他他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと。

第百三十二条の三中「前二条」を「第百三十二条及び前条（第一号から第四号までに係る部分を除く。）」に改める。

第百三十四条第一項中「、航空機使用事業」の下に「、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備若しくは改造」を加え、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　無人航空機の飛行を行う者又は無人航空機の設計、製造、整備若しくは改造をする者

第百三十四条第二項中「場所、航空機」の下に「若しくは無人航空機」を加え、「航空機、航空保安施設」の下に「、無人航空機」を加える。

第百三十四条の二の次に次の一条を加える。

（飛行に影響を及ぼすおそれのある行為）

第百三十四条の三　何人も、航空交通管制圏、航空交通情報圏、高度変更禁止空域又は航空交通管制区内の特別管制空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるロケットの打上げその他の行為（物件の設置及び植栽を除く。）で国土交通省令で定めるものをしてはならない。ただし、国土交通大臣が、当該行為について、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれがないものであると認め、又は公益上必要やむを得ず、かつ、一時的なものであると認めて許可をした場合は、この限りでない。